

第 60 回監査基準委員会有識者懇談会議事要旨（2021 年 1 月 21 日）

I 日時：

2021 年 1 月 21 日（木）16:00～18:00

II 場所：

日本公認会計士協会 4階会議室／オンライン会議

III 出席者：

○ 監査基準委員会有識者懇談会委員（五十音順）

関根愛子議長、青克美委員、渥美恭弘委員、井上隆委員、今給黎真一委員、川島勇委員、八田進二委員、松本祥尚委員、弥永真生委員、西山香織オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（委員・会長）、小倉加奈子（委員・担当副会長）、志村さやか（委員・担当常務理事）

IV 議事要旨：

1. 監査基準委員会有識者懇談会における議事要旨の公表について

担当副会長から、基準設定プロセスの透明性を確保するため、監査基準委員会有識者懇談会の議事要旨及び資料の公表を行いたい旨の説明がなされ、了承された。

2. 業界の国内外の動向について

業界の国内外の動向に関する以下の事項について、会長、担当副会長及び担当常務理事から説明がなされた。

(1) JICPA の活動状況

(2) 監査関連業務の取組み状況

① リモートワーク環境下における監査への対応

② 品質マネジメント基準に関する対応

(3) 監査基準委員会報告書の改正予定と IAASB の作業計画

3. 監査規範となる指針の取りまとめに関する議題

担当常務理事から以下の事項について説明がなされた。なお、(4)～(7)については、資料配付をもって報告とされた。

(1) 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の改正（公開草案）について

(2) 監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正（公開草案）について

- (3) 監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公益社団法人日本監査役協会、日本公認会計士協会）の改正（公開草案）について
- (4) 監査基準委員会報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」の改正の検討状況について
- (5) 監査基準委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」等の改正（確定版）について
- (6) 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」等の改正（確定版）について
- (7) 監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」等の改正（確定版）について

4. 意見交換

上記IV 1及び3について、以下のような意見があった。

- (1) 監査基準委員会有識者懇談会における議事要旨の公表について（上記IV 1）
 - 自主規制モニター会議において、既に議事要旨が公開されており、また、国際的な潮流との整合性の観点から、本懇談会においても議事要旨を公表するという趣旨に賛同する。
 - 監査業務等の独占業務を担う業界にとって、公益の観点は非常に重要な意味を持っている。
 - 監査基準委員会報告書等の監査規範となる指針を作成しているのは、監査基準委員会である。基準設定プロセスの透明性を確保していくのであれば、監査基準委員会の議事録を公表するというのが通常である。委員会の議事録を公表せず、意見聴取機関である本懇談会の議事要旨のみ公表する理由を十分に説明する必要がある。
- (2) 監査規範となる指針の取りまとめに関する議題（上記IV 3）
 - ① 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の改正（公開草案）
 - 今般の監査基準委員会報告書 315 の改正は非常に良い。今後、本改正を監査人の方々が十分に理解して、監査の現場で対応をすることが必要になってくるため、日本公認会計士協会会員への周知を徹底する必要がある。
 - ② 監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正（公開草案）
 - 監査基準委員会報告書（序）については、年に1回程度改正すべきである。監査基準委員会報告書は膨大なものであり、同じような用語が複数用いられているため、用語集の存在意義は大きい。

③ 監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公益社団法人日本監査役協会、日本公認会計士協会）の改正（公開草案）

- 今回の改正は、監査役等と監査人の連携の更なる充実ということがポイントである。「監査上の主要な検討事項（KAM）」の導入等を踏まえて監査役等と執行側、また、監査人と執行側のコミュニケーションの前提があった上で、監査役等と監査人が連携していくことになる。

- 監査役等と監査人の連携が極めて重要という点は共通認識となっている。監査基準委員会報告書 315 の改正にある固有リスクの理解や企業環境の理解という点も、監査役等との連携という面から極めて重要と考える。規定だけでなく、実際の運用面で十分なコミュニケーションが行われるように周知徹底いただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理・監査グループ

E-mail : rinrikansa@jicpa.or.jp

以 上